

令和7年12月2日以降の委託業務（測量、土木
コンサルタント、地質調査）発注にあたっての留意点

1 技術者の要件

(1) 照査技術者又は管理技術者に選任できる資格等の要件については、照査技術者・管理技術者の資格要件一覧表（以下、「資格要件一覧表」という。）に記載された資格によるものとし、資格要件一覧表における取扱いの詳細は以下のとおり。

①「有資格者」は、照査技術者又は管理技術者に選任できるが、「段階6」において技術者となることができる「有資格者」は、測量士・技術士（業務に該当する選択科目に限る）・RCCM（専門部門に限る）・地質調査技士・認定技術管理者（登録部門に限る）とする。

②予定価格が100万円未満の「測量業務」については照査技術者の選任を要しないが、この場合の管理技術者は測量士でなければならない。

(2) 各有資格者が照査・管理技術者として担当できる業務内容は、原則、資格種類別担当業務内容一覧表（以下「担当業務内容一覧表」という。）によるものとする。

なお、発注機関がより高度な技術力を要すると判断する業務等については、随時に特記仕様書において必要な資格を明記するものとする。

また、予定価格100万円未満の業務のうち、発注機関が軽微な業務と判断したものについては、「管理技術者・照査技術者の資格要件に関する今後の方針」（以下「今後の方針」という。）における「段階5」を適用できるものとする。

2 入札に当たっての注意

入札に当たっては、管理技術者及び照査技術者（予定価格が100万円未満の測量業務については、管理技術者のみでも可）を選任すべき業務であることを入札参加者に認識させ、管理・照査技術者を選任できないことが判明した場合には入札に参加させない（指名を取り消す）こと（契約不履行とならないよう十分に注意すること。）。

3 照査技術者及び管理技術者の選任

(1) 大分県土木設計業務等委託契約約款の適用を受けるすべての業務について、照査技術者及び管理技術者（予定価格が100万円未満の測量業務については、管理技術者のみでも可）を選任させなければならない。

このとき、照査技術者と管理技術者を同一の技術者が兼ねることはできないが、1人の技術者が照査技術者あるいは管理技術者として複数の業務を担当することはできるものとする。

(2) 選任された技術者は、当該会社に常勤性のある者であること。

- 4 管理技術者及び照査技術者選任（変更）通知書（第7号様式）の提出
受注者から当該通知書を2部提出させ、1部は受付後受注者に返却し、他の1部は発注者が契約書とともに保管すること。

なお、以下の書類を必ず添付させること。

- ① 管理・照査技術者になり得ることを証する資格の証明書の写し

なお、技術士の選択科目を証明する場合は、「公益社団法人日本技術士会」が発行する「技術士登録等証明書」の写しを提出させること。

- ② 会社が常時雇用していることを証する健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し（他者及び基礎年金番号等の証明に不必要な個人情報
は黒塗りすること）等の写し

- ③ 他社から出向してきている技術者については、出向契約書等の写し

ただし、出向の技術者については、当該業務の履行期間満了後3箇月以上
在籍する者でなければならない。

【 改正後（改正箇所抜粋） 】

令和7年12月2日以降の委託業務（測量、土木コンサルタント、地質調査）発注にあたっての留意点

- 6 管理技術者及び照査技術者選任（変更）通知書（第7号様式）の提出
受注者から当該通知書を2部提出させ、1部は受付後受注者に返却し、他の1部は発注者が契約書とともに保管すること。
なお、以下の書類を必ず添付させること。
- ① 管理・照査技術者になり得ることを証する資格の証明書の写し
なお、技術士の選択科目を証明する場合は、「公益社団法人日本技術士会」が発行する「技術士登録等証明書」の写しを提出させること。
- ② 会社が常時雇用していることを証する健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し（他者及び基礎年金番号等の証明に不必要な個人情報
は黒塗りすること）等の写し
- ③ 他社から出向してきている技術者については、出向契約書等の写し
ただし、出向の技術者については、当該業務の履行期間満了後3箇月以上在籍する者でなければならない。

【 改正前（改正箇所抜粋） 】

平成31年度以降の委託業務（測量、土木コンサルタント、地質調査）発注にあたっての留意点

- 6 管理技術者及び照査技術者選任（変更）通知書（第7号様式）の提出
受注者から当該通知書を2部提出させ、1部は受付後受注者に返却し、他の1部は発注者が契約書とともに保管すること。
なお、以下の書類を必ず添付させること。
- ① 管理・照査技術者になり得ることを証する資格の証明書の写し
なお、技術士の選択科目を証明する場合は、「公益社団法人日本技術士会」が発行する「技術士登録等証明書」の写しを提出させること。
- ② 会社が常時雇用していることを証する社会保険証又は身分証明書等の写し
- ③ 他社から出向してきている技術者については、出向契約書等の写し
ただし、出向の技術者については、当該業務の履行期間満了後3箇月以上在籍する者でなければならない。